

桑名市移住促進 WEB 広告業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

桑名市は名古屋への交通アクセスが良く、名古屋圏内でも有数の住宅団地の開発が進められている地域です。その優位性を最大限に発揮できるようターゲットを選定し、効果的に移住支援や子育て支援、まちの魅力を発信することで認知度を向上させ、市への移住を促進することを目的とします。そのために、民間事業者等の最新の知識と技術、更には豊富な経験を活かしWEB広告業務を実施します。

2 事業概要

(1) 事業名

桑名市移住促進WEB広告業務委託

(2) 業務内容

別紙「桑名市移住促進 WEB 広告業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

本業務に係る委託契約期間：契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 見積上限額

3,000千円(消費税額及び地方消費税額を含む)

*委託契約期間以降に運用費等が必要な場合は、それぞれ上記金額に含むものとする。

3 委託予定者の選定

本事業の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

受注を希望される業者は、参加申込書（様式第1号）等を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務についての提案を行う。提案内容等について審査の上、合格基準点を満たし、最も優れていると認められた者を委託予定者とする。

4 公募型プロポーザル方式採用理由

本業務は、価格のみで選定する競争入札では、十分なノウハウを有する事業者を選定できず期待した結果が得られない等、本市が意図する目的と乖離した成果となる恐れがあることから、公募により提案を求め、最適な技術力、企画力、経験等を有する事業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用します。

5 期待される効果

公募型プロポーザル方式の採用により、事業者の意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、事業者を選定することで、移住支援や子育て支援、まちの魅力を効果的に発信し、移住者の増加に向けた効果が期待できます。

6 事務手続及び事業スケジュール

事業選定スケジュールは以下のとおりである。(土・日・祝日を除く)

提出物等の詳しい説明は、別項目にて記載。

項目	日程
実施公告日	令和7年5月20日(火)
参加申込書の提出期間	令和7年5月20日(火)～6月9日(月)17時まで
企画提案書の提出に係る質問書受付期間	令和7年5月20日(火)～5月29日(木)17時まで
企画提案書の提出に係る質問書に対する回答	令和7年6月5日(木)17時まで
参加資格の通知	令和7年6月10日(火)17時
企画提案書の提出期間	令和7年6月12日(木)～6月23日(月)17時まで
プレゼンテーション及び質疑応答	令和7年6月26日(木)13時～※予定
結果通知	令和7年7月2日(水)

7 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 契約相手先候補者となった場合は、速やかに桑名市入札参加資格名簿に登録すること。
- (3) 参加申込書提出期限の日以降において、桑名市から指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加申込書提出期限の日以降において、暴力団等排除措置要綱に基づく入札からの除措置を受けていないこと。
- (5) 参加申込書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (7) 本公募は、単体企業に加え、共同事業体の参加も認めるものとする。また、共同事業体の構成員数は、2者を上限とする。
共同事業体を構成して参加する場合にあっては、次のすべての要件を満たしていること。
 - (ア) 構成員において決定された代表者が、共同事業体の協定書において明らかであること。代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。
なお、協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - (イ) 共同事業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の応募者（他の参加者が共同事業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

8 公募型プロポーザルへの参加申込書の提出

(1) 参加申込書提出期間

令和7年5月20日（火）から令和7年6月9日（月）17時まで

(2) 提出場所

桑名市役所 SDGs 推進課

(3) 提出方法

下記オンラインフォームより提出書類（電子データ）を添えて提出すること。電子データの拡張子は pdf、docx、xlsx のいずれかにすること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/1033356>

(4) 提出書類

(ア) 参加申込書（様式第1号）

共同事業体を結成して参加する場合は、その代表者について記載すること。

(イ) 会社概要（様式第4号）

(ウ) 共同事業体協定書（様式は任意）

共同事業体を結成して参加するもののみが提出。

(エ) 国税及び地方税の未納税額がないことの証明書（過去1年間分）【コピー可】

(オ) 登記事項証明書または代表者の身分証明書【コピー可】

(カ) 印鑑（登録）証明書【コピー可】

※当市の入札参加資格者名簿に登録されている者は、(エ) (オ) (カ)の提出は不要です。

(5) 参加資格の通知

提出された参加資格申込書等の書類の審査を行い、令和7年6月10日（火）に参加申込書に記載されたメールアドレスに結果を通知する。

9 説明会

説明会は開催しない。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

(ア) 企画提案書

別紙「桑名市移住促進 WEB 広告業務委託仕様書」に記載した内容を踏まえ、下記の留意事項に従い、企画提案書を提出すること。

① 企画提案書（表紙）（様式第5号）

② 企画提案（概要版）（任意様式 A4）

③ 企画提案（任意様式 A4 10 ページ以内）

- ・ 桑名市移住促進 WEB 広告業務に関する基本的な考え方
- ・ 実施方針・実施体制・実施方法について

- ・ 事業計画・事業スケジュールについて
- ・ 企画提案について
- ・ 料金体系

④ 参考見積書(様式第6号)

(イ) 正本・副本の2種類、各1部提出すること

(2) 提出期間

令和7年6月12日(木)から令和7年6月23日(月)17時まで

(3) 提出方法

下記オンラインフォームより提出書類(電子データ)を添えて提出すること。電子データの拡張子はpdf、docx、xlsxのいずれかにすること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/1033431>

(4) 全体的な留意事項

(ア) 選考においては、提案者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、提案内容を評価しやすいように実施要領記載の事業内容、業務に対する考え方など、具体的に分かりやすく記述すること。

(イ) 本市の要求する事業内容をどのように実現するのかを分かりやすく記したスケジュール、事業内容を実現するにあたっての具体的な方法や提出資料等の記載が漏れていた場合、評価が大幅に低くなることもあるため、余すことなく記載すること。

(ウ) 提案内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。提案書に記載した内容は、提案価格の中で実現を約束したものとみなす。また、提案書等には、2通り以上に解釈できるような記載はしないこと。

(エ) 企画提案書に虚偽の事項を記載しないこと。

(オ) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(カ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、委託予定者の選定を行う作業に必要な範囲において複製する。

(キ) 提出された企画提案書は、提出後において資料の追加、内容の変更は認めない。

(5) 企画提案書の作成及び提出上の留意事項

(ア) 提案書の様式は、原則としてA4版横で横書き、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。図面などの補足資料は、必要に応じてA4版横、A3版横で使用する。

(イ) 言語は日本語とすること(ただし専門用語は除く)。

(ウ) 表紙は規定様式を使用し、ページ下部に通しのページ番号を振ること。

(エ) 正本・副本の2種類のデータを提出すること。

(オ) ページ数は10ページ以内に収めること。

(カ) 提案書には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現を入れず「A社」といった表現で記載すること。

(キ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配

慮をすること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義または説明を付記するなど、分かりやすい記載とすること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

(ア) 提案書提出期限に遅れた者

(イ) 提出書類の虚偽の記載をした者、又は本要領に違反する表現をした者

(ウ) 見積上限額を超える見積り金額を提案した者

(エ) 提案書の受付から契約締結に至るまでの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した者

(7) 辞退

参加申込書・企画提案書等を提出した後に辞退を希望する場合は、参加辞退を下記オンラインフォームから申し込むものとする。なお、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。

<https://logoform.jp/form/XAEm/1033444>

11 企画提案書の提出に係る質問等

(1) 提出期限

公告日から令和7年5月29日（木）17時まで

(2) 提出方法

下記オンラインフォームより提出書類（電子データ）を添えて提出すること。電子データの拡張子はpdf、docxのいずれかにすること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/1033448>

(3) 提出書類

・仕様書等に関する質問書（様式第2号）

(4) 質問に対する回答

全事業者からの質問及び回答内容を令和7年6月5日（木）17時までに桑名市ホームページで公開する。

12 選定委員会の設置

桑名市移住促進WEB広告業務の委託事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性及び公平性を確保するため、桑名市移住促進WEB広告業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、選定委員会は非公開とする。

13 提案の審査

企画提案書の評価は、委員会において、提案内容等の評価項目について、評価基準に基づき審査を行う。委員会は、企画提案書の内容とプレゼンテーション、価格等について総合的に判断し、委託候補者を決定する。

(1) 実施日

令和7年6月26日(木)

(2) 実施方法

参加事業者は、予め提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーション審査については、市が指定したWEB会議システムを使用し、オンラインにて行う。時間及びWEB会議情報については、後日通知する。なお、事業者の希望により、対面でのプレゼンテーションも可とする。

(3) プレゼンテーション及び質疑応答時間

1者につき、25分程度(概ねプレゼンテーション15分、質疑応答10分以内とする。)を予定している。なお、本業務の総括責任者は必ず出席するものとし、計3名以内とする。

(4) プレゼンテーション使用物等

企画提案書によるものとし、対面でのプレゼンテーションを実施する場合は企画提案書の副本(①企画提案書(表紙)、②企画提案(概要版)、③企画提案、④参考見積書)を8部用意すること。

(5) 選定に係る留意事項

(ア) 審査は非公開とする。

(イ) 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

(6) 評価項目

企画提案書の評価は、以下の評価及び配点で採点し、委員会において審査を行います。本市審査基準に沿って評価採点する。

(ア) 企画力(30点)

WEB広告の目的(ゴール)が達成されるよう、データや知見等を基に、企画が設計されているか。

(イ) ターゲティング手法(25点)

事業の目的に適したターゲットの設定、クリック数の設定、出稿先広告媒体の選定ができているか。

(ウ) バナー広告デザイン(20点)

WEB広告に適したデザインがされているか。ターゲットやインターネット閲覧者をクリックに導く訴求力があるか。

(エ) 効果測定と改善策(10点)

広告運用の効果検証方法とそれを生かした改善プランが策定されているか。

(オ) 実施体制(10点)

同種又は類似の業務の履行実績などから、効果的な業務を履行することが見込まれるか。

(カ) 費用(5点)

効果を最大化できる制作費・媒体費の予算配分を提案できているか。

(7) 評価の方策

評価基準A～Eまでを設け、各配点に当該区分の係数を乗じた値を評価項目ごとの内容点とし、その合計点とする。

(ア) 各委員は、前項の項目についてAからEの評価で評価をおこなう。

評価A 有益で非常に優れている

評価B 有益で優れている

評価C 要求仕様を満たしている

評価D 要求仕様が乏しい

評価E 要求仕様を満たしていない（又は記載がない）

(イ) 各委員の評価を基に項目の得点と算出する。

項目の得点＝配点×次に掲げる係数（小数点未満切り捨て）

評価A 係数 1

評価B 係数0.8

評価C 係数0.6

評価D 係数0.3

評価E 係数 0

(8) 合格基準点について

合格基準点は、(6)評価項目 (ア)企画力～(カ)費用の各項目について、評価を行った各委員の得点が、評価D以上（配点×0.3）であることとする。

(9) 選定結果

選定委員会終了後、プレゼンテーションを行ったすべての業者に選定結果を令和7年7月2日（水）に通知する。また、同日17時まで市ホームページにおいて公表する。

14 契約等

(1) 契約方法については、委託予定者と決定された者と次のとおり予定している。

公募型プロポーザル方式により委託予定者と決定された者との随意契約を行う。

※原則として委託予定者の企画提案書の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、委託予定者との協議により項目を加除、変更する場合がある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整を行うことがある。

(2) 支払条件

業務完了後、請求日から30日以内

15 情報提供及び情報公開に関する事項

提出書類は、桑名市情報公開条例（平成29年桑名市条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

選定の過程や評価結果については、桑名市情報公開条例に基づき対応します。なお、本プロポーザルの契約相手先候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

16 その他

- (1) 参加申込書等が提出されることをもって、提出者に本件公募型プロポーザルに参加する意志があるものとみなす。
- (2) 参加申込書等提出後、辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第3号）を提出すること。
- (3) 参加申込書等提出された書類は、返却しない。
- (4) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) この公募型プロポーザルへの参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (6) 提出された参加申込書等の書類は、無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (7) 天災その他止むを得ない事由によりプレゼンテーション等を行うことができないときは、延期又は中止することがある。